

事 務 連 絡
平成 2 1 年 1 2 月 1 日

沖縄県医師会 御中

沖縄県社会保険診療報酬支払基金幹事長

平成 2 1 年度医療施設等設備整備費助成事業の実施について(連絡)

平素は、支払基金の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会保険診療報酬支払基金においては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和 2 3 年法律第 1 2 9 号)第 1 5 条第 5 項の規定に基づき、厚生労働大臣の認可を受け、医療施設等設備整備費助成事業を実施することとなりました。

医療施設等設備整備費助成金の交付に当たっては、平成 2 1 年 1 0 月 2 8 日付け保発 1 0 2 8 第 1 号による厚生労働省保険局長通知に基づき、下記及び別添「平成 2 1 年度医療施設等設備整備費助成金実施要領」のとおり取り扱うこととしましたので連絡します。

記

1 助成となる範囲

(1) レセコン購入助成事業

ア レセプトコンピュータ(以下「レセコン」という。)購入に係る契約書、納品書及び領収書のない申請については、認められません。

イ 既にオンライン請求又は電子媒体による請求を行っている場合を除き、自らオンライン請求を行うためのオンライン開始届若しくは代行送信を行うための届出又はレセ電開始届のいずれかが提出されていない場合については、認められません。

ウ 本実施要領に規定されている設備整備以外の設備整備事業は、該当しません。

エ レセコン購入助成事業の申請の対象となる項目については、次のとおりとなります。ただし、月々のサポート経費等は助成対象外となります。

(ア) レセコン購入(既にレセプト電算処理システム(以下「レセ電」という。)対応済みの医科診療所については、レセコンの買換え)

(イ) 前(ア)に伴う初期設定及び送信用パソコンの購入

オ 助成の対象期間は、平成 2 1 年 5 月 2 9 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間に、レセコン購入事業の契約を行ったものとなります。

カ レセコン購入助成事業の申請については、一度のみとなります。

キ 既にレセ電対応済みの医科診療所については、レセコンの買換えを対象とし、増設の申請は認められません。また、申請に当たっては、既存のレセコンの処分に係る証明書を必ず添付していただくこととなります。

(2) ソフトウェア導入等助成事業

ア ソフトウェア導入等に係る契約書、納品書及び領収書のない申請については、認められません。

イ 自らオンライン請求を行うためのオンライン開始届若しくは代行送信を行うための届出又はレセ電開始届のいずれかが提出されていない場合については、認められません。

ウ 本実施要領に規定されているソフトウェア導入等以外の事業は、該当しません。

エ ソフトウェア導入等助成事業の申請の対象となる項目については、次のとおりとなります。ただし、月々のサポート経費等は助成対象外となります。

(ア) 電子レセプトを作成するために必要なソフトウェア導入及びそれに伴う初期設定

(イ) 既存レセコンに内蔵されているソフトウェアの設定変更、傷病名コード整理等のソフトウェアの導入を伴わない諸設定

(ウ) 前(ア)及び(イ)に伴う送信用パソコンの購入

オ 助成の対象期間は、平成21年5月29日から平成22年3月31日までの間に、ソフトウェア導入等事業の契約を行ったものとなります。

カ ソフトウェア導入等助成事業の申請については、一度のみとなります。

2 交付申請手続き等

交付申請手続き等の具体的な内容については、別添「平成21年度医療施設等設備整備費助成金実施要領」のとおりですが、支払基金ホームページ(<http://www.ssk.or.jp>)に助成案内を掲載していますのでご参照願います。

3 その他

当該業務については、平成21年12月1日から開始することとしています。

本件に関するお問合せ先

〒105-0004

東京都港区新橋2丁目1番1号 山口ビル7階

社会保険診療報酬支払基金

オンライン化支援補助金業務推進室

電話 03-3508-5508

E-mail:suisin01@ssk.or.jp

平成 2 1 年度医療施設等設備整備費助成金実施要領

第 1 目的

医療施設等設備整備費助成金（以下「助成金」という。）は、保険医療機関及び保険薬局（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令上、義務化期限が到来していないこと等により、レセプト提出の形式がオンラインによる方法に限定されない保険医療機関及び保険薬局を含む。）において電子レセプトを作成するために準備する設備整備に係る費用の負担に対して、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が助成を行うことにより、電子レセプトの推進を図ることを目的とする。

第 2 助成対象事業

- 1 レセプト電算処理システム（以下「レセ電」という。）が未対応である保険医療機関及び保険薬局において、電子レセプトを作成するためのレセプトコンピュータ（以下「レセコン」という。）の購入、レセ電が対応済である医科診療所及び保険薬局のレセコンの買換え（増設等買換え以外は認められない。）に係る事業（以下「レセコン購入助成事業」という。）
- 2 保険医療機関において、電子レセプトを作成するために必要なソフトウェアの導入又は既存レセコンに内蔵のソフトウェアの設定変更若しくは傷病名コード整理等の諸設定（以下「ソフトウェア導入等」という。）に係る事業（以下「ソフトウェア導入等助成事業」という。）

第 3 助成額の算定方法（事業に係る助成単価の上限額及び助成割合）

この助成金の交付額は、次により算定するものとする。ただし、算出された合計額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表 1、2 の第 1 欄に定める区分ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(別表 1) レセコン購入助成事業

1. 区分	2. 基準額	3. 実支出額
病 院	2, 5 0 0 千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額

1. 区分	2. 基準額	3. 実支出額
医科診療所	500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
歯科診療所	500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
調剤薬局	500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額

(別表2) ソフトウェア導入等助成事業

1. 区分	2. 基準額	3. 実支出額
病 院	500千円	ソフトウェアの導入等、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
医科診療所	400千円	ソフトウェアの導入等、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
歯科診療所	400千円	ソフトウェアの導入等、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額

第4 交付の条件

この助成金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、基金の理事長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、基金の理事長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに基金の理事長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行及び支出状況について基金の理事長の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、基金の承認を受けないで、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 基金の承認を受けて（5）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を基金に納付させることがある。

- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 基金は、国から概算払いによりレセコン購入助成事業及びソフトウェア導入等助成事業に係る補助金の交付を受けた場合には、保険医療機関及び保険薬局から請求がある都度、申請書の審査を行い、遅滞なく保険医療機関及び保険薬局に交付しなければならない。
- (10) (1) から (8) までの条件に違反した場合は、助成金の全部又は一部を基金に返納させることがある。

第5 申請手続

- 1 レセ電未対応の保険医療機関及び保険薬局は、レセコン購入に係る助成申請又はソフトウェア導入等に係る助成申請（保険薬局を除く。）の場合は、別紙様式第1-1による申請書を平成22年3月31日までに基金に提出して行うものとする。
- 2 レセ電対応済み医科診療所及び保険薬局は、レセコン買換えに係る助成申請の場合は、別紙様式第1-2による申請書を平成22年3月31日までに基金に提出して行うものとする。

第6 交付の決定及び通知

- 1 基金は、レセコン購入又は買換えに係る助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに別紙様式第2-1により助成金の交付の決定を通知するものとする。
- 2 基金は、ソフトウェア導入等に係る助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに別紙様式第2-2により助成金の交付の決定を通知するものとする。

第7 申請の取下げ

- 1 この助成金の申請の取下げは、次により行うものとする。
 - (1) レセコン購入又は買換えの助成金の交付の申請をした保険医療機関及び保険薬局は、助成金の交付の決定の通知を受領した場合において、

当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、基金の理事長が別に定める期日までに別紙様式第3-1により申請の取下げができるものとする。

(2) ソフトウェア導入等の助成金の交付の申請をした保険医療機関は、助成金の交付の決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、基金の理事長が別に定める期日までに別紙様式第3-2により申請の取下げができるものとする。

2 申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の決定はなかったものとみなす。

第8 決定の取消し

1 基金は、保険医療機関及び保険薬局が助成金を他の目的に使用し、助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他法令若しくはこれに基づく所轄庁の処分に違反したとき、又は基金に提出した助成金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 基金は、保険医療機関及び保険薬局が基金に提出した助成金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失以外の事情により事実と異なる報告をしたと認められるとき、又はその他の事情により所要の措置を講ずる必要があると認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第9 助成金の返還

基金は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

第10 延滞金

1 基金は、保険医療機関及び保険薬局が助成金の返還の命令を受け、これを納付すべき期限までに納付しなかったときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年5.0%の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。

2 前1の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前1により延滞金を納付しなければならない場合において、保険医療機関及び保険薬局の納付した金額が返還すべき助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。

請求省令が改正されました！！

今回の改正により、費用の請求は、**電子レセプト請求（オンライン請求又は電子媒体による請求）**によるものとなりました。経過措置（裏面最下部）の期間後は、電子レセプト請求を行う必要があります。

ただし、次のⅠ又はⅡに該当する場合は、電子レセプト請求が**免除又は猶予**となります。

免除・猶予を受けるためには、届出の必要があります。受付は既に開始していますので、該当する場合は速やかな届出をお願い致します。

【免除・猶予届】支払基金ホームページ (<http://www.ssk.or.jp>) からダウンロードできます。支払基金の各支部にも備え付けています。

【電子レセプト化のための国庫補助】

電子レセプト請求を行うためにレセコンを購入した場合やソフトウェアを導入した場合には、補助金が交付されます。（平成21年5月29日～平成22年3月31日までに購入または契約した場合で、補助予定額約196億円が終了次第、補助金は打ち切りとなります。）詳しくは、支払基金ホームページをご覧ください。

【Ⅰ 免除該当】

① レセコン未使用（手書き）

レセコン未使用（手書き）の保険医療機関等は、審査支払機関（支払基金及び国保連）に免除届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が免除となり、書面による請求を行うことができます。ただし、電子レセプト請求を行うことができるように努めることとされています。

対象保険医療機関等	免除届提出期限
医科病院・診療所	平成22年3月31日
歯科病院・診療所	平成22年12月31日
薬局	

注 現在レセコンを使用している医療機関等も届出を行い、手書きレセプトに移行することもできます。

② 常勤の保険医・保険薬剤師が全員65歳以上

〔病院及び既電子レセプト請求診療所・薬局を除く〕

レセコン（既電子レセプト請求を除く）使用又はレセコン未使用（手書き）の保険医療機関等（病院を除く）で、常勤の保険医・保険薬剤師が基準日において全員65歳以上の場合は、審査支払機関に免除届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が免除となり、書面による請求を行うことができます。（下表の対象生年月日は請求省令に規定された「基準日」において65歳以上となる者です。）

対象保険医療機関等	対象生年月日（基準日）	免除届提出期限
レセコン使用の医科診療所	昭和20年7月2日以前に生まれた者 （平成22年7月1日）	平成22年3月31日
レセコン使用の歯科診療所	昭和21年4月2日以前に生まれた者 （平成23年4月1日）	平成22年12月31日
レセコン使用の薬局	昭和19年4月2日以前に生まれた者 （平成21年4月1日）	平成21年12月10日
レセコン未使用（手書き）診療所又は薬局	昭和21年4月2日以前に生まれた者 （平成23年4月1日）	平成22年12月31日

※ 65歳未満の者が常勤となった場合は、その者に係る登録情報を速やかに審査支払機関に届け出る必要があります。その場合、届出月及びその翌月に限り書面による請求を行うことができます。

【Ⅱ 猶予該当】

① レセコンの購入から5年(保守管理契約(延長含む)中) ～最大平成27年3月31日まで猶予～

平成21年11月25日以前に購入したレセコンについて、減価償却期間である5年間を経過するまでの間(減価償却期間後であっても当該レセコンの保守管理契約中(平成21年11月26日以降の延長を含む)の間)は、審査支払機関に猶予届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。

対象保険医療機関等	猶予期間	猶予届提出期限
医科病院・診療所(※1)	購入した日から5年を経過した日(又は保守管理契約の終了の日)が属する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日	平成22年3月31日
歯科病院・診療所		平成22年12月31日
薬局(※2)	購入した日から5年を経過した日(又は保守管理契約の終了の日)が属する月の末日又は平成23年3月31日のいずれか早い日	平成21年12月10日

※1 400床未満のレセスタに対応しているレセコンを使用している病院については、対象外となります。

※2 薬局については、平成20年4月1日～平成21年3月31日までの請求件数が1,200件以下(支払基金分+国保連分)に限ります。

◎ 猶予期間終了日の翌月診療分から電子レセプト請求となります。

② レセコンのリース契約(延長含む)中 ～最大平成27年3月31日まで猶予～

平成21年11月25日以前にレセコンをリース契約(平成21年11月26日以降の延長を含む)している場合は、審査支払機関に猶予届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。再リースによりリース契約を延長した場合は、届出が必要となります。

対象保険医療機関等	猶予期間	猶予届提出期限
医科病院・診療所(※1)	当該レセコンのリース契約終了日(延長契約の終了日)又は平成27年3月31日のいずれか早い日	平成22年3月31日
歯科病院・診療所		平成22年12月31日
薬局(※2)	当該レセコンのリース契約終了日(延長契約の終了日)又は平成23年3月31日のいずれか早い日	平成21年12月10日

※1 400床未満のレセスタに対応しているレセコンを使用している病院については、対象外となります。

※2 薬局については、平成20年4月1日～平成21年3月31日までの請求件数が1,200件以下(支払基金分+国保連分)に限ります。

◎ 猶予期間終了日の翌月診療分から電子レセプト請求となります。

③ 電子レセプトによる請求が特に困難な場合

下表の区分に該当する場合は、その旨をあらかじめ(原則、請求日の1ヶ月前に)審査支払機関に猶予届を提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。(1・2・5については、やむを得ない場合、書面による請求時の届出も可)

1 電気通信回線設備に障害が発生した場合
2 レセコンの販売又はリース業者との間で電子媒体による請求に係る契約を締結しているが、導入等に係る作業が完了していない場合
3 改築工事中又は臨時の施設で診療(調剤)を行っている場合
4 廃止又は休止に関する計画を定めている場合
5 その他電子レセプト請求を行うことに、特に困難な事情がある場合

【経過措置】

下表の経過措置期限以降は、前述のⅠ又はⅡの免除又は猶予に該当しない限り、電子レセプト請求を行う必要があります。

対象保険医療機関等	経過措置期限(電子レセプト請求開始月)
400床未満のレセスタに対応したレセコンを使用している病院・レセコン使用の薬局	平成21年11月30日(平成21年12月診療分から)
レセコン使用の医科病院・診療所	平成22年6月30日(平成22年7月診療分から)
レセコン使用の歯科病院・診療所	平成23年3月31日(平成23年4月診療分から)

【歯科】		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
病院・診療所①	レセコン有						(23.4.1)				→
	+高齢該当(診療所のみ) (年齢基準日:平成23年4月1日) (誕生日:昭和21年4月2日以前) 【届出期限】平成22年12月31日						免除	(65歳未満の常勤者を雇用した場合⇒速やかに届出) (※上記届出を行った月の翌々月から電子請求)			→
	+レセコン購入等 (21.11.25以前の購入又は保守管理契約) (※保守管理契約の21.11.26以降延長含む) 【届出期限】平成22年12月31日						猶予				(27.4.1) →
	+レセコンリース (21.11.25以前の契約) (※21.11.26以降の延長含む) 【届出期限】平成22年12月31日						猶予				(27.4.1) →
病院・診療所②	レセコン無	【届出期限】平成22年12月31日					免除				
病院・診療所③	レセコン無 +少数該当 +併設	削除					(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)				

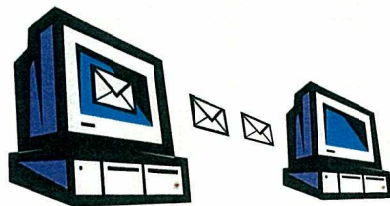
【調剤】		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
薬局①	レセコン有					(21.4.1)					→
	平成21年5月10日において、オンライン請求することができないもの 【猶予期限】						(21.12.1 電子化)				→
	+高齢該当 (年齢基準日:平成21年4月1日) (誕生日:昭和19年4月2日以前) 【届出期限】平成21年12月10日						免除	(65歳未満の常勤者を雇用した場合⇒速やかに届出) (※上記届出を行った月の翌々月から電子請求)			→
	+1,200件以下(20年度) +レセコン購入等 (21.11.25以前の購入又は保守管理契約) (※保守管理契約の21.11.26以降延長含む) 【届出期限】平成21年12月10日						猶予	(23.4.1)			(購入日から5年経過又は保守管理契約終了月末まで)(最大23.3.31)
+1,200件以下(20年度) +レセコンリース (21.11.25以前の契約) (※21.11.26以降の延長含む) 【届出期限】平成21年12月10日						猶予	(23.4.1)			(リース契約終了月末まで)(最大23.3.31)	
薬局②	レセコン無	【届出期限】平成22年12月31日					免除				
薬局③	レセコン無 +少数該当 +併設	削除					(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)				

- 注1. 「レセコン有」とは、レセプト作成業務を電算化している場合をいう。
- 注2. 「レセコン無」とは、レセプトコンピュータを使用し電子媒体による請求を行っていない場合をいう。
- 注3. 「レセスタ」とは、レセプトコンピュータにレセプト文字データ変換ソフトの適用が可能である場合をいう。
- 注4. 「高齢該当」とは、定められた日(年齢基準日)に常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が全員65歳以上である場合をいう。
(※65歳未満の常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに診療又は調剤に従事することとなったときは、当該保険医療機関又は保険薬局は、当該情報を速やかに審査支払機関に届出を行い、当該届出を行った月の翌々月から電子レセプトでの請求となる。)
- 注5. 「レセコン購入等」とは、レセプトコンピュータを平成21年11月25日以前に購入し、購入日から5年を経過した日(保守管理契約(平成21年11月26日以降延長含む)を行っている場合は当該契約の終了の日)が薬局:平成21年4月1日以降、医科:平成22年7月1日以降、歯科:平成23年4月1日以降である場合をいう。
- 注6. 「レセコンリース」とは、レセプトコンピュータのリース契約を平成21年11月25日以前に締結(平成21年11月26日以降の延長含む)し、リース契約終了日が薬局:平成21年4月1日以降、医科:平成22年7月1日以降、歯科:平成23年4月1日以降である場合をいう。

平成21年12月1日(火)



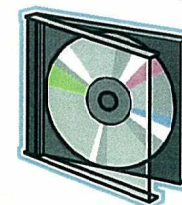
請求省令の改正について



原則、完全オンライン請求から



原則、電子レセプト請求へ



❑ 費用の請求の原則【オンライン又は電子媒体（電子レセプト請求）】

（第1条）【電子レセプト請求】【一部改正】

費用の請求は、オンライン又は電子媒体によるものとする。

（以下、本資料において「電子レセプト請求」という。）

（第2条）【請求期限】【一部改正】

電子レセプト請求は、翌月10日までに行わなければならない。

（第3条）【届出】【一部改正】

電子レセプト請求を始めるときは、あらかじめ審査支払機関へ届け出なければならない。

（第4条）【代行請求】【一部改正】

医師会等がオンライン請求の代行をする場合、第1条から第3条について、準用する。

費用の請求は、電子レセプト請求が原則であり、そのためには、審査支払機関へ届け出る必要がある。



原則、電子レセプト請求となりますが



免除、猶予、あるいは経過措置があります。



電子レセプト請求の免除



①レセコン不使用（手書き）の場合



②常勤の保険医・保険薬剤師が全員65歳以上の場合
（病院及び診療所(薬局)のレセ電対応除く）



❑ 電子レセプト請求の特例①（手書きによる免除）【新設】

（第5条第1項）

レセコン未使用(手書き)の場合は、審査支払機関に免除届を期限までに提出することで、書面による請求を行うことができる。

対象保険医療機関等	(附則第5条) 免除届提出期限	(第5条第2項) 努力義務
医科(病院・診療所)	平成22年3月31日	電子レセプト請求を行うことができるように努める
歯科(病院・診療所)	平成22年12月31日	
薬局		

(注)第7条において、書面による請求を始めようとするときの届出、その他が規定されている。

❑ 電子レセプト請求の特例②（年齢による免除）【新設】

（第6条第1項）

レセコン使用（注）又はレセコン未使用（手書き）の場合で、次の区分に応じて常勤の保険医又は保険薬剤師の全員の年齢が65歳以上の場合は、審査支払機関に免除届を期限までに提出することで、書面による請求を行うことができる。

対象保険医療機関等	年齢の基準となる日 (対象となる者の生年月日)	(第6条第2項) 免除届提出期限
レセコン使用の薬局	平成21年4月1日 (昭和19年4月2日以前)	平成21年12月10日
レセコン使用の医科診療所	平成22年7月1日 (昭和20年7月2日以前)	平成22年3月31日
レセコン使用の歯科診療所	平成23年4月1日 (昭和21年4月2日以前)	平成22年12月31日
レセコン未使用（手書き）の診療所又は薬局		

（注）病院及び既電子レセプト請求診療所・薬局は、対象外

* 該当医療機関等において新たに65歳未満の者が常勤となった場合には、電子レセプトによる請求が必要となり、その場合、届出の月及びその翌月に限り書面による請求を行うことができる。

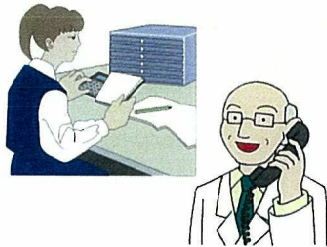
注：手書きの場合の免除は、



(第5条)

①レセコン不使用（手書き）の場合

(第6条)

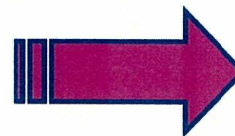


②常勤の保険医・保険薬剤師が全員65歳
以上でレセコン不使用（手書き）の場合

2つの規定が当てはまります。

①の第5条の場合は、年齢に関係なく免除の適用を受けられますが、「電子レセプト請求を行うことができるように努める」必要があります。

(電子レセプト請求への努力義務あり)



②の第6条の場合は、**電子レセプト請求への努力義務はありません。**

つまり、65歳以上の場合は、努力義務のない②の第6条の規定による免除の適用を受けることとなります。

(保険局長通知に規定)

しかし、②の第6条の規定による場合は、65歳未満の者が常勤となった場合、免除規定から除外されますので、電子レセプト請求を行うか、改めて①の第5条の免除の適用を受ける必要があります。



電子レセプト請求の経過措置



電子レセプト請求の免除に該当しない場合、
電子レセプトを行う準備期間としての経過
措置が設定されています。

❑ 電子レセプト請求の経過措置【一部改正】

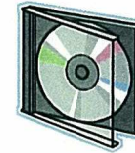
(附則第4条第1項)
電子レセプト請求の経過措置期限の一部改正(書面による請求を行うことができる期限)

対象保険医療機関等	経過措置期限	改正前
400床未満レセコン(レスタ対応)使用の医科病院	平成21年11月30日 (平成21年12月診療分から電子レセプト請求) (厚生労働省告示第480号)	平成21年3月31日
レセコン使用の薬局		
レセコン使用の医科病院	平成22年6月30日 (平成22年7月診療分から電子レセプト請求)	平成22年3月31日
レセコン使用の医科診療所		
レセコン使用の歯科病院・診療所	改正なし 平成23年3月31日 (平成23年4月診療分から電子レセプト請求)	平成23年3月31日

(注)レセコン未使用、既設(平成21年4月1日現存)の少数該当の区分は、削除。



電子レセプト請求の猶予



経過措置期限までに電子レセプト請求の準備が間に合わない場合でも、次に該当する場合は、その間、電子レセプト請求が猶予されます。

①レセコン購入後の5年以内又は保守契約中

(条件、猶予期間は次頁参照)

②レセコンのリース期間中

(条件、猶予期間は14頁参照)

■ 電子レセプト請求の経過措置の特例①【新設】

レセコン購入後の特例（保守契約及び当該契約の延長を含む）

（附則第4条第2項の表の1）

レセコン使用の場合（既電子レセプト請求機関を除く）で、次の区分に該当する場合は、その旨を審査支払機関に猶予届を期限までに提出することで、一定期間、書面による請求を行うことができる。

対象保険 医療機関等	条件①	条件②	猶予期間	猶予届提出期限
薬局	平成21年11月25日以前の購入又は保守契約（平成21年11月26日以降の延長を含む）を締結	購入後の5年経過日（又は保守契約終了の日）が平成21年4月1日以降（H20. 4～H21. 3診療分の請求件数1, 200件以下）	当該レセコンを購入した日から5年経過日（又は保守契約終了日）の属する月の末日又は平成23年3月31日のいずれか早い日	平成21年12月10日
医科病院		購入後の5年経過日（又は保守契約終了の日）が平成22年7月1日以降	当該レセコンを購入した日から5年経過日（又は保守契約終了日）の属する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日	平成22年3月31日
医科診療所		購入後の5年経過日（又は保守契約終了の日）が平成23年4月1日以降		平成22年12月31日
歯科病院・診療所				

注：猶予期間終了日の翌月診療分から電子レセプト請求となる。

■ 電子レセプト請求の経過措置の特例②【新設】

レセコンリース契約後の特例（リース契約の延長を含む）

（附則第4条第2項の表の2）

レセコン使用の場合（既電子レセプト請求機関を除く）で、次の区分に該当する場合は、その旨を審査支払機関に猶予届を期限までに提出することで、一定期間、書面による請求を行うことができる。

対象保険 医療機関等	条件①	条件②	猶予期間	猶予届提出期限
薬局	平成21年11月25日以前のリース契約（平成21年11月26日以降の延長を含む）を締結	リース契約終了日（延長契約を含む）が平成21年4月1日以降（H20. 4～H21. 3診療分の請求件数1, 200件以下）	当該レセコンのリース契約終了日（延長契約終了日）の属する月の末日又は平成23年3月31日のいずれか早い日	平成21年12月10日
医科病院		リース契約終了日（延長契約を含む）が平成22年7月1日以降	当該レセコンのリース契約終了日（延長契約終了日）の属する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日	平成22年3月31日
医科診療所		リース契約終了日（延長契約を含む）が平成23年4月1日以降		平成22年12月31日
歯科病院・診療所				

注：猶予期間終了日の翌月診療分から電子レセプト請求となる。



電子レセプト請求の猶予



レセコンの購入又はリース以外でも、個別事情によって、電子レセプト請求の猶予の適用を受けることができる場合があります。

(次頁参照)

■ 電子レセプト請求の個別事情による猶予【具体的事例の新設】

(附則第4条第5項)

次の区分に該当する場合は、その旨あらかじめ審査支払機関に届を提出することで、書面による請求を行うことができる。

- ① 電気通信回線設備に障害が発生した場合
- ② レセコンの販売又はリース業者との間で電子媒体による請求に係る契約を締結しているが、導入等に係る作業が完了していない場合
- ③ 改築工事中又は臨時の施設で診療（調剤）を行っている場合
- ④ 廃止又は休止に関する計画を定めている場合
- ⑤ その他電子レセプト請求を行うことに、特に困難な事情がある場合

注：①②⑤の届出をあらかじめ行えないときは、請求の日に当該届を提出することができる。（確認資料は、事後速やかに提出）



電子レセプト請求の猶予



免除届・猶予届の提出期限は、次頁のとおりとなります。

また、免除届・猶予届は、支払基金のホームページ (<http://www.ssk.or.jp>)からダウンロードしていただくか、支払基金にも備え付けています。

■ 免除届・猶予届の提出期限

対象保険 医療機関等	免除		猶予	
	レセコン未使用	65歳以上 (レセ電除く)	レセコンの購入 (保守契約の継続)	レセコンのリース (リースの継続)
医科病院	平成22年 3月31日		平成22年 3月31日 (非レセスタのみ)	平成22年 3月31日 (非レセスタのみ)
医科診療所	平成22年 3月31日	平成22年 3月31日	平成22年 3月31日	平成22年 3月31日
歯科病院	平成22年12月31日		平成22年12月31日	平成22年12月31日
歯科診療所	平成22年12月31日	平成22年12月31日	平成22年12月31日	平成22年12月31日
薬局	平成22年12月31日	平成21年12月10日	平成21年12月10日	平成21年12月10日

【個別事情】

回線障害	あらかじめ※
設置等導入未完	あらかじめ※
改築中等	あらかじめ
廃止・休止	あらかじめ
特に困難な事情	あらかじめ※

※ やむを得ない事情によって、あらかじめ個別事情による猶予届の提出ができない場合は、当該届出に係る紙レセプト請求日に届出を行うことができる。

その場合、内容を確認できる資料は、請求の事後速やかに審査支払機関に提出する。

電子レセプト請求のスケジュール

以上のことを整理し、医科病院、医科診療所、歯科病院・診療所、及び薬局のレセコンの有無等に区分したスケジュールは、次頁以降のとおりです。



オンラインスケジュール (医科病院)

- : 紙又は電子レセプト請求 (オンラインについては、平成18・19年度は個別指定)
- ⇨ : ()内の日付以降、電子レセプト請求に限定
- ⋯→ : 電子レセプト請求以外による請求猶予期間
- : 電子レセプト請求以外による請求免除

【医科】		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度~
病院①	400床以上+レセ電有 改正										
	400床以上+レセスタ				(20.4.1)						
病院②	400床未満+レセ電有 改正										
	400床未満+レセスタ				(21.4.1)						
病院③	平成21年5月10日において、オンライン請求することができないもの 【猶予期限】					(21.12.1 電子化)					
	レセコン有 +レセ電無 +非レセスタ					(22.4.1) 改正					
	【経過措置期限の延長】					(22.7.1)					
	+レセコン購入等 (21.11.25以前の購入又は保守管理契約) (※保守管理契約の21.11.26以降延長含む) 《届出期限》平成22年3月31日						猶予				(27.4.1)
+レセコンリース (21.11.25以前の契約) (※21.11.26以降の延長含む) 《届出期限》平成22年3月31日						猶予				(27.4.1)	
病院④	レセコン無 《届出期限》平成22年3月31日										免除
病院⑤	レセコン無 +少数該当 +既設										削除 (23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)



オンラインスケジュール (医科診療所)

- : 紙又は電子レセプト請求(オンラインについては、平成18・19年度は個別指定)
- ⇨ : ()内の日付以降、電子レセプト請求に限定
- ⋯→ : 電子レセプト請求以外による請求猶予期間
- ▶ : 電子レセプト請求以外による請求免除

【医科】		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度~	
診療所①	レセコン有	改正 (22.4.1)										
	【経過措置期限の延長】											
	+高齢該当 (年齢基準日:平成22年7月1日) (誕生日:昭和20年7月2日以前) 《届出期限》平成22年3月31日						免除 (22.7.1)	(65歳未満の常勤者を雇用した場合⇒速やかに届出) (※上記届出を行った月の翌々月から電子請求)				
	+レセコン購入等 (21.11.25以前の購入又は保守管理契約) (※保守管理契約の21.11.26以降延長含む) 《届出期限》平成22年3月31日						猶予 (22.7.1)	(購入日から5年経過又は保守管理契約終了月末まで)(最大27.3.31)				(27.4.1)
	+レセコンリース (21.11.25以前の契約) (※21.11.26以降の延長含む) 《届出期限》平成22年3月31日						猶予 (22.7.1)	(リース契約終了月末まで)(最大27.3.31)				(27.4.1)
診療所②	レセコン無	免除 《届出期限》平成22年3月31日										
診療所③	レセコン無 +少数該当 +既設	削除 (23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)										



オンラインスケジュール（歯科病院・診療所）

- : 紙又は電子レセプト請求（オンラインについては、平成18・19年度は個別指定）
- ⇨ : ()内の日付以降、電子レセプト請求に限定
- ⋯→ : 電子レセプト請求以外による請求猶予期間
- : 電子レセプト請求以外による請求免除

【歯科】		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
病院・診療所①	レセコン有										
	+高齢該当（診療所のみ） （年齢基準日：平成23年4月1日） （誕生日：昭和21年4月2日以前） 《届出期限》平成22年12月31日						(23.4.1)				
	+レセコン購入等 （21.11.25以前の購入又は保守管理契約） （※保守管理契約の21.11.26以降延長含む） 《届出期限》平成22年12月31日						猶予				(27.4.1)
	+レセコンリース （21.11.25以前の契約） （※21.11.26以降の延長含む） 《届出期限》平成22年12月31日						猶予				(27.4.1)
病院・診療所②	レセコン無	《届出期限》平成22年12月31日		免除							
病院・診療所③	レセコン無 +少数該当 +既設			削除							(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)

オンラインスケジュール (薬局)

- : 紙又は電子レセプト請求(オンラインについては、平成18・19年度は個別指定)
- ⇨ : ()内の日付以降、電子レセプト請求に限定
- ⋯ : 電子レセプト請求以外による請求猶予期間
- ⇨ : 電子レセプト請求以外による請求免除

【調剤】		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度~
薬局①	レセコン有	→ (21.4.1)									
	平成21年5月10日において、オンライン請求できないもの【猶予期限】	⇨ (21.12.1 電子化)									
	+高齢該当 (年齢基準日:平成21年4月1日) (誕生日:昭和19年4月2日以前) 《届出期限》平成21年12月10日	⇨ 免除 (65歳未満の常勤者を雇用した場合⇒速やかに届出) (※上記届出を行った月の翌々月から電子請求) ⇨ (21.12.1)									
	+1,200件以下(20年度) +レセコン購入等 (21.11.25以前の購入又は保守管理契約) (※保守管理契約の21.11.26以降延長含む) 《届出期限》平成21年12月10日	⇨ 猶予 (23.4.1) (購入日から5年経過又は保守管理契約終了月末まで)(最大23.3.31)									
	+1,200件以下(20年度) +レセコンリース (21.11.25以前の契約) (※21.11.26以降の延長含む) 《届出期限》平成21年12月10日	⇨ 猶予 (23.4.1) (リース契約終了月末まで(最大23.3.31))									
薬局②	レセコン無	⇨ 免除 《届出期限》平成22年12月31日									
薬局③	レセコン無 +少数該当 +既設	⇨ 削除 (23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)									

用語説明

- 注1 「レセコン有」とは、レセプト作成業務を電算化している場合をいう。
- 注2 「レセスタ」とは、レセプトコンピュータを使用し、電子媒体による請求を行っていない場合をいう。
- 注3 「文字対応」とは、レセプトコンピュータにレセプト文字データ変換ソフトの適用が可能である場合をいう。
- 注4 「高齢該当」とは、定められた日（年齢基準日）に常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が全員65歳以上である場合をいう。
（* 65歳未満の常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに診療又は調剤に従事することとなったときは、当該保険医療機関又は保険薬局は、当該情報を速やかに審査支払機関に届出を行い、当該届出を行った月の翌々月から電子レセプトでの請求となる。）
- 注5 「レセコン購入等」とは、レセプトコンピュータを平成21年11月25日以前に購入し、購入日から5年を経過した日（保守契約（平成21年11月26日以降の延長含む）を行っている場合は、当該契約の終了日）が薬局：平成21年4月1日以降、医科：平成22年7月1日以降、歯科：平成23年4月1日以降である場合をいう。
- 注6 「レセコンリース」とは、レセプトコンピュータのリース契約を平成21年11月25日以前に締結（平成21年11月26日以降の延長含む）し、リース契約終了日が薬局：平成21年4月1日以降、医科：平成22年7月1日以降、歯科：平成23年4月1日以降である場合をいう。